

平成29年度 小平市立公民館事業計画

目標

小平市教育振興基本計画の教育目標である「市民が支える新たな生涯学習を実現し、次世代に引き継ぎます～貢献 市民が小平を育てる～」を達成するとともに、「公民館の課題と今後の方向性 ー公民館のあり方検討に関する報告書ー」で示した公民館に求められる役割を実現するために、本事業計画では、学習活動の成果を身近な人や地域へ還元することを目標とし、次の3点を掲げ公民館事業に反映していく。

- 1 個人の教養を高めるとともに、コミュニティづくりを進める公民館の機能を重視する。

公民館における学習は、単に個人の資質を高めることにとどめず、コミュニティの資質を高め、個人とコミュニティの資質向上の相互作用によって地域が発展していくことを目指す。

- 2 一般的な知識・教養を地域あるいは個々の生活の課題と関連づけ、実践に結び付けていく。

取り上げるテーマは身近な地域における共通の生活課題として共有できるものとし、その課題の解決が生活の質を高めるまちづくりにつながり、心の豊かさを実現できることを目指す。

- 3 地域の人材養成、ネットワークづくり、コミュニティづくりの基盤を整備する。

地域には様々な技術や能力を持った多様な世代の市民が存在する。こうした方々が地域を理解し、地域に関心を持つ場を設け、コミュニティの課題に取り組む人材の育成を図り、地域自治の担い手を育成することを目指す。

推進事項

- 1 シニア講座の充実

地域における高齢者の学習・交流の機会の増加、学習活動の成果の地域還元を促進させる。公民館活動を活性化させることを意識し、団塊の世代を取り込むことに努める。(目標1・2・3)
- 2 家庭教育に関する講座の実施

各館で、家庭教育や子育てに関する講座を開設し、家庭教育の向上を図るとともに、受講者の仲間づくりを支援する。(目標1・2・3)
- 3 地域を意識した講座の実施

小平の人やモノなど、あらゆる市の資源を活用し、地域への愛着を持ってもらうことを講座の中に盛り込む。(目標1・3)
- 4 地域連携講座の実施

地域で活躍する市民やサークル参加者等が講師となり、地域連携やサークル支援を目的とした講座を実施する。(目標2・3)
- 5 ジュニア講座等の実施

中央公民館において、ジュニア大学、ジュニア科学研究室を開催し、分館ではジュニア講座を実施する。(目標1・2)
- 6 地域防災講座の実施

関係機関と連携し、地域との関わりを深め、地域状況に応じた防災講座を実施する。(目標2・3)
- 7 公民館事業企画委員会企画講座の実施

公民館事業企画委員会(以下「事業企画委員会」という。)設置館において、地域支援講座、防災・生活安全講座、健康づくり講座、子育て支援講座、ジュニア講座、シニア講座、文化・教養講座を地域の多様な主体と連携を図りながら実施する。(目標1・2・3)
- 8 学習活動の成果を発表する場の提供

市民学習奨励学級の充実など、市民参加型の講座を充実させ、さらに学習した成果を、公民館まつりや地域のイベント等において発表する場づくりに努める。(目標1・2)
- 9 土曜日の子どもの自由で安全な居場所の確保

各館に自由で安全な子どもの居場所を設け、土曜子ども広場「友・遊」を実施し、学校などと連携し、様々なメニューやレクリエーションを提供する。(目標1・2)
- 10 なかまちテラスを活かした事業の実施

図書館との複合施設であることを活かし、なかまちテラス LINKS 講座や各種講座等において連携を図るとともに、新たな利用者層の拡大を意識した取組を行う。また、地域資源として、周辺地域の活性化に寄与する事業を地域の多様な主体と連携を図りながら実施する。(目標1・2・3)

- 11 市民だれもが参加しやすい事業の実施
子ども、障がいのある方及び高齢者をはじめ、市民のだれもが参加しやすい事業の実施に努める。(目標 1)
- 12 公民館のあり方の検討から見直しに向けた取組の推進
事業企画委員会を設置したモデル分館 2 館の検証結果を基に、全館での設置を推進する。(目標 1・2・3)
- 13 公民館施設の整備及び維持管理
施設建物の長期使用、利用者の継続的な安全、安心及び快適利用に寄与するため、必要性及び時勢に応じた施設整備を行う。

事業計画

第1 学習機会の提供

1 定期講座の開設

市民が生涯にわたって自主的に学習するきっかけづくりを提供するとともに、市民相互の交流を深め、社会課題の解決を図る機会としての学習の場を設ける。

(1) 定期講座の開設基準

- ① 学習課題として常設的に開設すべきもの
- ② テーマを継続し内容を発展的に捉えて開設すべきもの
- ③ 社会的課題（地域課題、生活課題）として開設すべきもの
- ④ 世代間及び地域の交流を促進するもの
- ⑤ 市民要望の多いもの
- ⑥ 社会の要請に応えるもの
- ⑦ 各館の施設、学習機器など設備の特色・機能が活かされるもの

(2) 対象者別の定期講座の内容

《シニア世代対象》

シニア世代全般を対象とするだけでなく、団塊の世代の公民館利用を促すように企画する。中央公民館は、地域リーダーの養成を視野に入れた内容で取り組み、分館では、仲間づくりや公民館を同世代の居場所とする取組につなげていく。

- ・開設日 平日（事業企画委員会設置館は、同委員会が企画し、公民館が決定した日）
- ・開設場所 中央公民館、分館
- ・学習内容 教養・趣味・技術、相互交流、社会課題など
- ・学習方法 講義、講演、話し合い、実習、見学ほか
- ・講座内容 参加者の自主性を尊重し、シニア世代の生活実態に即し、地域活動につながる内容とする。

《成人対象》

成人を対象に、教養・趣味・技術の各コースの「市民講座」を開設する。家庭教育講座においては、子育ての不安解消や仲間づくりを意識して全館で実施し、講座内容に応じて親子、家族が参加できる講座も実施する。また、学習テーマによって、小平に関わる人やモノを活かした取組や、ワークショップ形式を中心とした市民参加型の講座を取り入れる。この他に、受講機会の少ない勤労者や新規受講者層のための「夜間講座」、「サタデー講座」や、地域課題の解決及び公民館サークルの活用・支援を目的とした地域連携講座を実施する。

事業企画委員会設置館においては、「地域支援講座」、「防災・生活安全講

座」、「健康づくり講座」、「子育て支援講座」、「文化・教養講座」を開設する。

① 市民講座

- ・開設日 平日・土曜日の昼間
- ・開設場所 中央公民館、分館
- ・講座内容 参加者の自主性を尊重し、教養の向上を図るとともに、交流の場の提供と講座受講者のサークル化を進める内容とする。

② 夜間講座

- ・開設日 平日・土曜日の夜間
- ・開設場所 中央公民館、分館
- ・講座内容 主に勤労者を対象とし、日中に公民館講座を受講できない方が公民館を利用するきっかけとなる内容とする。

③ サタデー講座

- ・開設日 土曜日
- ・開設場所 分館
- ・講座内容 主に勤労者を対象とし、親子で参加し、ふれあう機会となる内容とする。

④ 地域支援講座、防災・生活安全講座、健康づくり講座、子育て支援講座、文化・教養講座

- ・開設日 事業企画委員会が企画し、公民館が決定した日
- ・開設場所 分館
- ・講座内容 事業企画委員会が企画し、公民館が決定した内容とする。

《青年対象》

青年を対象に、「青年教室（ヤングセミナー）」、「けやき青年教室」を中央公民館において開設する。

また、「けやき青年教室」では、サマーツアーを開催する。

① 青年教室

- ・開設日 平日の夜間・土曜日
- ・対象者 在住・在勤・在学の青年
- ・学級内容 教養・趣味、文化・芸術、職業上必要な知識・技術の習得などの学習活動を通じ、仲間づくりと交流の促進を図り、地域の同世代の連帯感を養う内容とする。

② けやき青年教室

- ・開設日 土曜日（一部日曜日）
- ・対象者 軽度の知的障がいをもつ義務教育修了の青年
- ・学級内容 日常生活に必要な生活知識や生活感覚を高める趣味・技術の習得、余暇の活用を図るスポーツ・レクリエーション活動などとする。

《小・中学生対象》

中央公民館においては、小平市や地域を知ることにより、将来、地域・社会に貢献することができる人材の育成を目指す講座として「ジュニア大学」を開設する。また、科学の実験などを中心に、小・中学生が科学に興味を持てる講座として「ジュニア科学研究室」を開設する。

分館においては、学校週5日制に対応して、小・中学生を対象に趣味や教養などを学ぶ「ジュニア講座」を開設する。

また、講座以外の取組として、公民館利用サークル及び市民等の援助協力を得ながら、小・中学生を対象に「土曜子ども広場 友・遊」を開設し、子ども同士、親と子、地域との交流などふれあいの機会を設ける。また、中学生職場体験を通じて、企画運営へ中学生が参加する取組を行う。

① ジュニア大学

- ・開設日 土曜日
- ・開設場所 中央公民館
- ・講義回数 6回
- ・対象者 小学4年生から6年生まで

② ジュニア科学研究室

- ・開設日 土曜日
- ・開設場所 中央公民館
- ・講義回数 10回
- ・対象者 小学1年生から3年生、小学4年生から6年生まで（中学生も可）

③ ジュニア講座

- ・開設日 土曜日及び夏休み期間中
 - ・開設場所 分館
 - ・講義回数 6回
 - ・対象者 小学生から中学生まで
- 事業企画委員会設置館は、同委員会が企画し、公民館が決定した開催日、講義回数とする。

④ 土曜子ども広場 友・遊

- ・開設日 土曜日
- ・開設場所 中央公民館、分館
- ・対象者 幼児、小・中学生とその保護者

(3) 定期講座の開設数

中央公民館

事業名	開設数
シニア講座「シルバー大学」	1コース
市民講座「家庭教育講座」	2コース
市民講座「ふるさと講座」	1コース
市民講座「憲法講座」	1コース
市民講座「成人団体指導者養成講座」	2コース
市民講座「タイムリー講座」	2コース
市民講座「女性の生き方・権利等に関する講座」	2コース
市民講座（夜間）	1コース
地域連携講座	2コース
市民講座「パソコン講座」	7コース
青年教室「ヤングセミナー」	2コース
けやき青年教室	1コース
ジュニア講座(ジュニア大学、ジュニア科学研究室)	2コース

分館

事業名	開設数
シニア講座	1コース以上
市民講座(家庭教育講座、パソコン講座を含む)	2コース以上
市民講座（夜間）	1コース
サタデー講座又はジュニア講座	1コース以上
地域連携講座	2コース以上
なかまちテラス LiNKs 講座（仲町公民館のみ）	1コース以上

小川公民館（事業企画委員会設置館）

事業名	開設数
地域支援講座	2コース
防災・生活安全講座	1コース
健康づくり講座	1コース
子育て支援講座	1コース
シニア講座	1コース
文化・教養講座	2コース

鈴木公民館(事業企画委員会設置館)

事業名	開設数
地域支援講座	4 コース
防災・生活安全講座	1 コース
健康づくり講座	1 コース
子育て支援講座	1 コース
ジュニア講座	1 コース
文化・教養講座	2 コース

(4) 定期講座の選定

定期講座の具体的コースの選定に当たっては、市民(講座受講者・一般市民)・関係団体(利用者懇談会・友の会)・職員の三者による「公民館講座のための意見交換会」を開催し、市民の要望、意見を反映する機会を設ける。

事業企画委員会設置館においては、「公民館講座のための意見交換会」での要望、意見を同委員会の企画に反映させる。

(5) 保育室の開設

乳幼児をもつ保護者の学習を支援し、生涯学習を促進するため、保育室を開設する。

(6) 教材費等の負担

教材費等は、必要最小限の自己負担とする。

ただし、原則として教材費は8,000円、学級費は500円を限度とする。

(7) 定期講座の点検・評価

定期講座の終了後は、「公民館講座等終了報告書」を作成し、講座の点検及び自己評価を行い、講座の企画・運営に関してさらなる改善を図る。

2 市民学習奨励学級の実施

広く市民の自主的な小集団の学習及び文化活動を助長・促進し、合わせて学習機会の拡大を図る。開設数は、講座形式5回を4コース、講座形式3回を2コース、講演形式1回を4コースとする。

3 講演会等の開催

時事問題、生活課題、地域課題などの解決に向けたテーマで開催する。

分館においては、「公民館講演会」または、公民館まつり事業の一環としての「まつり講演会」のどちらかを開催する。「まつり講演会」は、「まつり音楽会」として開催する場合もある。

4 展示発表事業

(1) 「公民館まつり」の開催

- ① サークルの学習活動の成果を発表する場として、各分館で「公民館まつり」を、中央公民館において「小平市公民館九館会まつり」を開催する。
- ② 開催に際しては、まつり実行委員会や小平市公民館九館会等との共催とし、団体の主体的な運営を支援する。

(2) 学習成果発表展の開催

公民館事業をPRする機会として、公民館主催講座の取組や受講者の作品を展示する学習成果発表展を開催する。

また、「小平市公民館九館会まつり」と同時開催することにより、より効果的に公民館事業を広く周知する。

5 視聴覚教育事業

- (1) 視聴覚ライブラリーを整備・充実し、社会教育関係団体等への貸出・指導・助言を行う。
- (2) 16ミリ発声映写機検定会を開催する。(1回)
- (3) 視聴覚ライブラリー等を活用した映画鑑賞会を開催する。

中央公民館

金曜市民劇場	第3金曜日、11回
土曜子ども映画会	第2土曜日、11回
春休み子ども映画会	3月、1回
夏休み子ども映画会	8月、4回
夕涼み映画会	8月、2回
冬休み映画会	12月、1回
出前映画会	1回以上

分館

子ども映画会	春休み、夏休み、冬休み、その他
公民館まつり映画会	公民館まつり開催時
出前映画会	1回以上

- (4) 今後の視聴覚事業の方向性について検討を行う。

6 音楽会の開催

幅広い世代に音楽の楽しさを提供するため、音楽会を一般向けと親子向けに中央公民館で2回開催する。

7 サークルフェアの開催

中央公民館で活動するサークルを支援するとともに、活動を広く周知するため、市民に様々なサークルを紹介し、体験ができる場となるサークルフェアを開催する。

第2 施設の利用提供

1 部屋割調整会議の開催（分館）

市民の自主的な社会教育活動を行う「定期利用団体」の定期的・継続的な活動の場を確保できるよう、分館施設の部屋の確保について優先予約を行うための「部屋割調整会議」を開催し、施設を提供することで、定期利用団体の活動支援を行う。

2 自主サークルの育成・援助

公民館を定期的に利用する自主サークルに対し、次の育成援助を行う。

(1) 自主サークルの育成

定期講座受講修了者による自主的な継続学習のためのサークルづくりを援助するほか、自主サークル・利用団体の自主的・主体的なサークル運営に向けた指導、助言を行う。

(2) 保育室の開設

定期利用団体で乳幼児を持つ自主サークルに対し、継続的な集団学習活動を援助するため、予算の範囲内で分館において保育室を開設する。なお、自主サークルの保育室開設にあたっては、「保育室運営会議」を開催し、開設主旨の周知・効率的な運営を図る。

(3) ロッカー・備品の貸出

- ① 分館においては、自主サークル活動に要する文具類・印刷用消耗等の保管のためのロッカーを「定期利用団体」に貸し出す。
- ② 集団学習活動に必要な一般的な学習機器の貸し出しをする。

(4) 印刷コーナー及びコピー機の提供

自主サークル・利用団体活動の印刷物作成の支援として印刷機、コピー機を提供する。

3 利用団体（サークル連合体）との連携

各公民館利用団体と連携し、公民館活動の円滑な運営を図る。また、広報誌の発行援助を行う。

4 相談・助言・紹介

- (1) 各種の学習・グループ活動への参加のための相談・紹介を図る。
- (2) 自主サークル・利用団体の要請に応じ、運営・活動上の助言、交流の支援、講師の紹介等を行う。

5 各種情報・資料等の提供

各種行政広報、社会教育関係の情報・資料等の収集及び提供を行う。

6 公共的利用

公民館は、その施設を住民の集会その他の公共的利用に供する。

7 学習室の開設及び学習支援

中学生・高校生等の自主学習の場として、夏休み期間中（8月）に「夏休み学習室」を各公民館に開設する。

また、中央公民館の夏休み学習室及び土曜子ども広場「友・遊」において、小学1年生から6年生を対象とした学習支援を行う。

8 施設の整備・改修

- (1) 中央公民館の耐震補強工事
- (2) 上水南公民館のアルミサッシ取替修繕
- (3) 花小金井南公民館のホール床の研磨修繕

9 施設設備等の充実

- (1) 小川公民館のエレベーター修繕

10 環境・景観への配慮

- (1) 緑のカーテンの推進
- (2) 上水南公民館の高木剪定

第3 管理・運営

1 公民館運営審議会の開催

公民館運営審議会を開催し、公民館の運営・事業の企画実施について調査審議を行う。

2 職員会議等の開催

職員会議等を開催し、各館の事業の検討・討議、連絡・調整、研修などを行い、職員の資質向上につながるように効果的に運営していく。

講座の企画・運営に係る情報交換等については、随時行うとともに、情報を積極的に収集することに努める。

3 研修・会議等への参加

- (1) 国立教育政策研究所（社会教育実践研究センター）主催講習会
- (2) 東京都教育委員会主催セミナー
- (3) 東京都公民館連絡協議会主催研修
- (4) 東京都公民館研究大会
- (5) 関東甲信越静公民館研究大会
- (6) 各種講習会

4 広報活動

- (1) 公民館報「公民館だより」を発行する。（4回）
- (2) 各施設において、市民にわかりやすく、見やすいポスター・チラシを掲示・配

布する。

(3) 随時、現在募集している講座・イベントなどの情報を、小平市のホームページへ掲載するとともに、メールマガジン配信を行う。

市のホームページへの掲載にあたっては、市民が見やすく、検索しやすい内容とする。

(4) 小平市のホームページに公民館運営審議会会議の開催案内、会議概要報告及び講座案内等を掲載する。

(5) 小・中学生対象の事業については、随時、小平市公式ホームページ（キッズページ含む）に掲載する。また、イベント案内を各学校に配布する。

第4 その他

1 なかまちテラスの機能を活かした事業

仲町公民館・図書館の建替えの方針における基本コンセプトである「人と情報の出合いの場」となることを目指し、図書館と連携した講座の企画や施設の機能を活かした事業を実施するとともに、地域活性化に向けて庁内関係部署及び関係機関との円滑な連携を図る。

また、なかまちテラス LINKS において提案された事業で、実施可能な事業を行う。

2 公民館のあり方の検討から見直しへ

平成23年度から25年度までに実施したあり方の検討をまとめた「公民館の課題と今後の方向性－公民館のあり方検討に関する報告書－」を基に、平成26年度から平成27年度までの2か年において、公民館のあり方の見直しを実施し、公民館事業企画委員会設置モデル分館2館を設置した。今後は、モデル館2館の検証結果を基に、全館において公民館事業企画委員会の設置を推進する。

なお、公民館事業企画委員会において、公民館を学習施設としてだけでなく、地域のコミュニティづくりの拠点となる施設とするため、自治会、自主防災組織、学校、民生・児童委員など地域のリーダー等と顔の見える関係を築き、地域住民の課題を自ら解決するための講座・事業を企画する。

3 推進事項の検証

本計画に掲げた推進事項の実施状況について、年度終了後に検証を行う。